

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

(越生町)

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 埼玉県第 2 期国保運営方針について

- ① 保険税水準の統一方針は拙速です。コロナ禍で慎重に十分な検討が行われたとは言えず、しかも感染が終息したとは言えません。地方分権の観点からも慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答】 (町民課)

保険税率の改正については、令和 8 年度までは県の示す標準保険税率を参考に市町村が決定することとなっております。

- ② 法定外繰入解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法 92 条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】 (町民課)

町の財政も厳しい状況であること、また、国民健康保険被保険者以外の方との公平性を鑑みると、国保税の負担を軽減するための法定外繰入は今後も難しいものと考えております。

(2) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】 (町民課)

現状において、応能割合を高く設定していますが、今後は、標準保険税率を参考に応能応益の割合を設定していくことになると考えております。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】 (町民課)

本町では、18 歳までの医療費の無料化や第 3 子以降の保育料無料化などの子育て支援を実施していることから、現状において、町独自で子どもの均等割負担の廃止は考えておりません。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 (町民課)

町の財政も厳しい状況であることから、増額は難しいと考えております。しかしながら、決算補填等以外を目的とする法定外繰入は、保健事業などのサービスを低下させないためにも現状では確保していかなければならないものと考えております。

(3) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】 (町民課)

国保税を納付できない特別の事情がない長期滞納者であり、かつ、保険税の納付指導に応じようとしない方に限り、短期被保険者証を発行しております。被保険者間の負担の公平性を図るためには、やむを得ないものと考えております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】 (町民課)

短期被保険者証の更新時には、窓口への来庁を促し、今後の納税計画などについて相談したうえで発行するようにしております。

滞納者の現状を把握するとともに、納税に向けた相談の機会を設けるものですので、ご理解をいただきたいと存じます。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 (町民課)

現状で資格証明書は発行していませんが、担税能力があるにもかかわらず納税に向けた相談にも応じない世帯に対しては発行する場合があります。

(4) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】 (町民課)

減免制度については、現行の規定の範囲内で運用してまいりますので、拡充することは考えておりません。

② 令和4年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を国の全額負担で実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】 (町民課)

新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免は、令和4年度も引き続き実施いたします。また、町の広報やホームページを活用して広く周知してまいります。

(5) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】 (町民課)

一部負担金の減免については、個々の事情に考慮しながら現行の規定の範囲内で対応しており、制度の拡充などは考えておりません。

今後におきましても、窓口における相談内容により、必要に応じて関係部署に引き継ぐなど丁寧に対応してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】（町民課）

申請書の様式については、町の規則に規定されております。改正の必要が生じた際には、他の市町村の様式なども参考に検討したいと考えております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】（町民課）

減免の申請に当たっては、該当する世帯の生活や資産の状況等を詳しく伺う必要がありますので、医療機関等の会計窓口での手続きは考えておりません。

(6) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】（町民課）

滞納者の経済状況などの個々の事情を踏まえ、住民に寄り添った対応を心がけております。また、滞納者の実情に応じて、福祉部門等の関係部署に繋げるなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】（町民課）

滞納整理については、個々の事情を十分に配慮しつつ、慎重に対応しております。また、財産の差押えにつきましては、税負担の公平性を確保するため、納める能力があるにもかかわらず、納税されない方に対し国税徴収法、地方税法に基づき滞納処分を行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】（町民課）

他の債権差押えと同様に、督促状、二度にわたる催告書、さらには差押えの予告へと段階を踏んだ十分な周知や警告をしており、それでも反応や納税相談がない場合に実施しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】（町民課）

公正公平な税負担の観点から、他の町税と同様に個別に担税能力に応じた無理のない納税計画に基づく配慮をしております。

(7) 傷病手当金を支給してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】（町民課）

町単独での要望等は行っておりませんが、埼玉県国保協議会において、傷病手当金の支給対象者の拡大や支給対象額の増額などを盛り込んだ要望書を国へ提出しております。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】（町民課）

傷病手当金については、国保財政に余裕がある場合などに支給することができる任意給付となっております。本町の国保財政の現状を踏まえると恒常的な施策として支給することは難しいことから、国の基準に基づいた支給内容としております。

(8) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】（町民課）

国保運営協議会の委員については、被保険者を代表する委員、保険医等を代表する委員、公益を代表する委員をそれぞれ3名選出しております。公募につきましては、他の市町村の例などを参考に検討したいと考えております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】（町民課）

他の市町村を参考にするなどして、住民の意見を十分反映できるよう取り組んでまいります。

(9) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】（町民課）

特定健診の自己負担額は、令和3年度から無料といたしました。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

がん検診と特定健診との同時実施につきましては、集団検診において、胸部検診（肺がん検診）をセットで受けられるようにしております。令和4年度には、集団検診において、前立腺がん検診もセットで受けられるようにいたしました。

③ 2022年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】（町民課）

新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が大きく低下してしまったことから、受診勧奨等の時期や方法などを工夫し、受診率向上を進めていきたいと考えております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】（健康福祉課）

個人情報の取り扱いに際しては、適切な管理を行うとともに、外部への流出防止に努めてまいります。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】（町民課）

県内市町村の動向を注視し、必要があれば検討してまいりたいと考えております。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】（町民課）

町の財政も厳しい状況であること、また、保険者が埼玉県後期高齢者医療広域連合であることから、独自の軽減措置は考えておりません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】（町民課）

窓口において、支援が必要な方がいらっしゃれば保健・福祉部門と連携して支援に繋げてまいります。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】（町民課）

全町民を対象に国保の保養施設の利用補助や町内の温浴施設の利用補助の事業を実施しております。さらに、人間ドック等にかかる受診費用に対しての補助事業も行っております。

また、保健・福祉部門においても様々な施策を展開しており、今後も連携して健康保持に有益な事業を展開してまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】（町民課）

健康診査にかかる受診費用は無料となっております。人間ドックやガン検診は受診費用の一部を負担していただいております。歯科健診については、後期高齢者医療広域連合の事業で75歳の方を対象に無料で歯科健診を実施しております。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県では、「埼玉県地域保健医療計画」において、医療圏ごとに病床数が決められており、地域保健医療・地域医療構想協議会等で話し合いを行っています。本町といたしましてはこれらの情報の把握に努めるとともに、近隣市町とも連携を図りながら今後も対応してまいりたいと思います。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

本町では、看護学生の地域実習を受け入れることでの看護師の育成を支援しており、今後も継続していきます。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】（健康福祉課）

保健センターの職員は、新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、さまざまな保健予防事業を行っています。今後も、研修に参加するなど人材育成に努め、体制の充実を図ってまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】（健康福祉課）

保健所の増設や体制強化につきましては、機会を捉えて県に要望してまいりたいと考えております。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

現在町単独で、社会的検査の助成は行っておらず、新たに行う予定はありません。

(4) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

現在、無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査については、埼玉県が実施している PCR 検査等無料化事業をご案内しています。現時点で町単独では無症状者に対する大規模な PCR 検査は行っておらず、今後も実施する予定はありません。

(5) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】（健康福祉課）

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、地区医師会等と協力しつつ、また、全庁で協力しながら進めております。4回目接種につきましても、これまでと同様の体制で実施し

ています。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画における重点施策及び基本目標の実現に向けた施策事業を実施することで、次期保険料の見直しが住民の負担軽減に繋がられるよう、努力してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2021年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2022年度も実施してください。

【回答】（健康福祉課）

2021年度の減免申請はありませんでした。2022年度も減免申請を受け付けてまいります。今年度も介護保険料納付書に同封した文書のなかでお知らせを行いました。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】（健康福祉課）

さまざまな事由による生活困難事例の状況を把握し、個々の状況対応に努めてまいります。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】（健康福祉課）

町の単独支援として、在宅で暮らす高齢者で非課税世帯を対象に訪問介護を利用した1か月の利用者負担額の一部を軽減する減免制度を実施しております。

(2) 昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】（健康福祉課）

社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減制度を周知したり、相談業務に力を入れたりして、町民の皆さまが介護サービスの利用を抑制しないように努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】（健康福祉課）

食費や居住費の経済的負担を理由としたサービス利用困難者の状況を把握し、個々の状況対応に努めてまいります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

介護事業所の事業継続は、介護を必要としている本人だけでなく、そのご家族にとっても必要なことです。介護事業所との連絡を密に行い、相談しやすい体制づくりに努めると共に資金融資等の情報提供を行ってまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県が行うマスク等の提供以外で介護事業所が必要とする衛生材料の把握に努め、今後、国の地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら要望を検討してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】（健康福祉課）

厚生労働省の方針に従いながら、町民へのワクチン接種に取り組んでおります。

今年度、医療機関で抗原検査及びPCR検査を受けた方、新たに高齢者施設に入所する方を対象に抗原検査費及びPCR検査費の助成制度を行います。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画期間中の令和5年度に特別養護老人ホーム100床の設置及び通所介護事業所の開設を計画しております。

また、令和3年度に開設した施設はありませんでしたが、介護利用者のサービス向上のための基盤整備を進めてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】（健康福祉課）

第8期計画における重点施策及び基本目標の実現に向けた施策事業を実施していくには、地域

包括支援センターの体制充実は必要不可欠であると考えます。諸研修への参加などを通して、人材育成に努め、地域包括支援センターの体制の充実を図ってまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】（健康福祉課）

介護サービスを担う職員の確保ができるように、埼玉県社会福祉協議会福祉人材センターの電話相談を案内するほか、埼玉県の介護職員就業定着支援事業などと連携して就職説明会を開催し、人材確保に取り組んでまいります。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

福祉施設や学校などでヤングケアラーに関するチラシを配布し、早期発見に努めております。町ではヤングケアラー条例を制定していませんが、相談があった場合には、相談を受けた課が関係課と情報共有し、対応を検討してまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】（健康福祉課）

高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等を取り組みながら、介護給付の適正化や介護サービスを確保していかなければなりません。介護を必要とする方が必要なサービスを受けられるように努めてまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】（健康福祉課）

介護保険制度が持続的に運営できるよう、他市町村とも情報共有や連携を図りながら、国に要望する機会があれば対応してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品の安定供給にするための手立てを取ってください。感染者が出た場合には、必要な用品を提供できるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

障害福祉事業所等が必要とする衛生用品の把握に努め、今後、国の地方創生臨時交付金が追加交付されることがありましたら、要望を検討してまいります。

(2) 感染者等が出た時の、事業所利用者・職員のPCR検査を補助してください。自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】（健康福祉課）

感染者が保険診療となるPCR検査や抗原検査を受検した場合は、1回あたり3,000円を上限に自己負担額の補助を実施しております。更なる入院病床の確保には、新型コロナ患者を受け入れる医療機関に対する国の強力な支援が必要であると考えています。

(3) 障害者施設の職員不足は、コロナ禍で一層、深刻化しています。市町村行政として、有効な手立てをとってください。

【回答】（健康福祉課）

施設職員の処遇改善につきましては、機会を捉えて国や県に要望してまいりたいと考えております。

(4) ワクチンは障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は、日ごろ利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

基礎疾患を有する方で、4回目のワクチン接種希望の申し出をいただいた方には、3回目の接種から5か月後を目安に、予診票をお送りいたします。接種会場につきましては、地元医師会のご協力により、集団接種とかかりつけ医での個別接種が選択できますので、安心して接種を受けていただきたいと思います。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーへの支援を検討してください。

【回答】（健康福祉課）

地域生活支援拠点の整備については、入間西障害者自立支援協議会構成市町の毛呂山町及び鳩山町と検討してまいります。医療的ケアが必要な人やヤングケアラーの支援について、相談を受けた場合は、関係課と情報を共有し、関係機関と連携のうえ対応を検討してまいります。

(2) 施設整備の充ちは必須の課題です。独自補助の予算化を進めてください。

【回答（健康福祉課）】

施設整備や民間事業者に対する補助については、現在のところ予定しておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】（健康福祉課）

人間西障害者自立支援協議会等の意見を踏まえ検討してまいります。

3、障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、将来的に必要な生活の場に対する計画を作成し、年次にあった設置を進めてください。

【回答】（健康福祉課）

近年、グループホームに入居する方が増加傾向にあり、今後も入居希望が増えることが予想されます。しかし、厳しい財政状況であり、町による施設整備は難しいものと考えております。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】（健康福祉課）

日頃から窓口や電話相談のほか、内容によっては町職員が自宅等を訪問し、本人や家族の生活状況や健康状態などの把握に努めております。今後におきましても、庁内各課で情報共有を図るとともに、関係機関と連携して対応してまいります。

- (3) グループホームや入所施設の利用者や家族が帰省を希望しても、家族が高齢のため、迎えや家庭での受け止めができないため、帰省をあきらめてしまわないように、帰省できる支援体制を作ってください。

【回答】（健康福祉課）

現状では、帰省時における在宅福祉サービスの要望はありませんが、そのようなケースが生じた場合は、どのような支援を希望されるのか、個別にご相談いただきたいと存じます。

4、重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、所得制限は平成31年1月から、また、年齢制限は平成27年1月から導入しておりますが、埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、所得制限等の撤廃は考えておりません。また、保険医療機関で診療を受けた場合に支払う一部負担金については、令和4年10月から開始を予定している医療費の県内現物給付方式の導入により、今後は、原則として、受給者の窓口負担は生じません。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、令和4年10月から、重度心身障害者医療費の全受給者を対象に、県内保険医療機関における現物給付方式を導入いたします。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】（健康福祉課）

越生町は、埼玉県の制度に準じて運用しておりますので、対象者の拡大は考えておりません。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、単なる加齢による重度化とは区分けし、その実態を相談機関とも共有し、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えていません。

【回答】（健康福祉課）

医療機関、相談支援事業所、保健センター等と連携して、障がいをお持ちの方の心身の状況の把握につとめ、適切な福祉サービスを提供してまいります。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとってメニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

県の補助要綱に基づき実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】（健康福祉課）

越生町独自の持ち出し金額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】（健康福祉課）

1人あたりの利用時間は、年間150時間を限度としております。令和3年度の利用状況は現行の150時間で対応可能でしたが、今後も利用状況や県及び近隣市町の動向を注視してまいります。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】（健康福祉課）

県の補助要綱に基づき実施しておりますので、制度の改善につきましては、県や近隣市町の状況を注視してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】（健康福祉課）

県費補助金の増額等につきましては、機会を捉えて要望してまいります。なお、低所得者も利用できる制度となっております。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】（健康福祉課）

令和4年度から、1人あたりの配布枚数を年間最大36枚から48枚にしました。また、越生町は、県の広域協定に参加しておりますので、市町村格差は生じないものと認識しております。100円補助券については、町独自の導入は考えておりません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

福祉タクシー利用料金助成事業及び自動車燃料費等補助事業は、対象者本人が乗車すれば、介助者・付き添いの方も同乗することができます。所得制限や年齢制限等は導入しておりません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

今後も県の広域協定への参加を継続することで、地域間格差が生じないようにいたします。また、県費補助金については、機会を捉えて要望してまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 新たなガイドラインに即して、指定福祉避難所の確保に努め、個別避難計画を丁寧に作成してください。

【回答】（健康福祉課）

今後も福祉避難所の確保に努めてまいります。個別避難計画については、現在、民生委員・児童委員のご協力のもと作成しておりますが、介護支援専門員などのご意見も参考とした計画となるよう検討してまいります。

(2) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】（健康福祉課）

避難行動要支援者名簿の対象者は、以下のとおりです。

- (1) 介護保険における要介護3から5の方
 - (2) 身体障害者手帳を所持しており、障がいの程度が1級及び2級の方
 - (3) 療育手帳を所持しており、障がいの程度が○A及びAの方
 - (4) 精神障害者保健福祉手帳を所持しており、障がいの程度が1級の方
 - (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する方
 - (6) その他、町長又は民生委員等が特に災害時の支援が必要と認めた方
- したがって、家族がいても上記各号のいずれかに該当する場合は、対象となります。

名簿登載者の避難経路については、地域支援者の方々に、平常時から避難所までの経路を確認していただくようお願いしております。また、防災担当者と、避難所運営担当者が、各避難所のバリアフリーや防災倉庫の備蓄品等を確認しております。

(3) ハザードマップに照らして、事業所や個人宅の危険性を周知し、適切な支援をしてください。

【回答】（健康福祉課）

令和4年3月、水害・土砂災害ハザードマップを含めた防災マップを作成し、全戸に配布いたしました。避難行動要支援者の適切な支援が実施されるよう、避難支援等関係者と連携してまいります。

(4) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】（健康福祉課）

越生町では、現在、「社会福祉法人光」及び「社会福祉法人かえで」と「災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しております。要配慮者の受け入れ方法等については、今後も各法人と協議してまいります。

(5) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り他者との接触を避ける必要があります。そのため、在宅避難、親族や知人宅への避難、各地区集会所への避難なども考えられます。災害の程度にもよりますが、今後も救援物資の配給方法について、検討してまいります。

(6) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】（健康福祉課）

避難行動要支援者名簿は、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織に対し提供することとされておりますが、本人の同意が得られない場合は、提供できないことになっております。そのため、民間団体の訪問や支援を目的とした要支援者名簿の開示は難しいものと考えております。

(7) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】（健康福祉課）

現在、防災対策は総務課、感染症対策は健康福祉課が担当しておりますが、日頃から緊密に連携し、対応の検討や情報共有をしております。災害発生時においては、災害対策本部の指揮のもと、関係機関と連携し対応してまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、など動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】（健康福祉課）

障害福祉関連事業の新設、削減、廃止等の予定はありません。今後も、利用者のニーズに応じた必要な予算を確保し、適切な福祉サービスを提供してまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】（子育て支援課）

本町では現在、待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】（子育て支援課）

私立の認可保育所において、定員70名のところ、74名の受入れをしております。

令和4年4月1日現在、0歳児4名、1歳児12名、2歳児15名、3歳児15名、4歳児15名、5歳児13名です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、待機児童はおりませんが、認可保育所の増設等は待機児童の状況により検討してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、待機児童はおりませんが、支援が必要なお子様の入園希望の状況により検討してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】（子育て支援課）

現在、町内に認可外保育施設はございません。認可保育所の増設等は待機児童の状況により検討してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】（子育て支援課）

少人数保育の実施につきまして、当町では丁寧な保育が行えるよう保育士を配置しております。今後につきましても、児童の状況や他の市町村の状況も踏まえながら対応してまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】（子育て支援課）

町内の私立保育所及び幼稚園に対しましては、国の処遇改善臨時特例交付金を活用し、保育士等の処遇改善に努めております。また、自治体独自の処遇改善につきましては、今後、児童の状況や他の市町村の状況も踏まえながら検討していきたいと考えております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】（子育て支援課）

制度の開始にあたり、国の基準のとおり、幼児教育・保育の無償化を実施し、保育料につきましては、第3子以降の保育料は無償化を実施しております。更に、副食費につきましても、国の基準の無償化に加え、第3子以降の副食費を無償としております。

また、令和4年度につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格や物価高騰による食材費や光熱水費の値上げを踏まえ、保育施設に対し運営費の補助を行い、保護者へ負担を求めないようしてまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】（子育て支援課）

保育士の質の向上のため、保育に影響のない範囲で保育士が研修に参加できる体制を整えてまいります。また、今後も定期的に県と共に指導監査を実施し、適正な指導を実施してまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】（子育て支援課）

保育施設の安定を図り、児童の処遇低下や保育の格差が生じないよう努めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】（子育て支援課）

学童保育を必要とするすべての児童が学童保育室に入室できるよう、小学校の協力を得て、余裕教室を借用し学童保育事業を実施しております。今後も児童一人当たりの面積等、適正基準が確保できるよう努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】（子育て支援課）

両事業について、本町の学童保育室の支援員の体制が、事業内容に適さないため申請はしていませんが、放課後児童支援員研修を受講し、支援員の資格を取得した支援員に対しては、報酬を増額するなど処遇の改善に努めております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】（子育て支援課）

県単独事業のうち、対象となる補助金につきましては積極的に活用してまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、今年(2022年)10月から実施します。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答】（子育て支援課）

本町では、平成24年4月からこども医療費助成制度の対象年齢を18歳の年度末まで拡大しております。また、令和4年10月から実施予定の県内全域現物給付化の対象年齢につきましても、18歳の年度末までを対象にしております。

(2) 高校性や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答】（子育て支援課）

本町では、平成24年4月からこども医療費助成制度の対象年齢を18歳の年度末まで拡大しております。県の補助対象が就学前の子どもとされていることから、厳しい財政状況であるため、現在のところ、対象年齢を更に引き上げることは考えておりません。

(3) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】（子育て支援課）

今後も引き続き、国や県に対して要望してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答】（健康福祉課）

町のホームページについては、分かりやすい内容になるよう見直しを検討いたします。

2 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、昨年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】（健康福祉課）

生活保護の実施機関は、埼玉県西部福祉事務所でございます。扶養照会については、実施機関において、法令に基づき適切に対応しているものと認識しております。

3 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答】（健康福祉課）

ご要望の件については、埼玉県西部福祉事務所が直営で実施しております。

4 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。職員だけでなく、利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見ても分かる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】（健康福祉課）

「生活保護決定・変更通知書」は、実施機関である埼玉県西部福祉事務所から被保護者に通知されております。通知書には、保護開始（変更）年月日、保護開始（変更）の理由、扶助費の内訳及び計算方法などが分かりやすく記載されているものと認識しております。なお、不明な点がある場合は、その都度、町の福祉担当窓口で説明しております。

5 ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を上回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

ケースワーカーの人数や有資格者の採用については、生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所に対して、機会を捉えて要望してまいります。

6 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。

【回答】（健康福祉課）

生活保護の実施機関である埼玉県西部福祉事務所において、法令に基づき適切に対応しているものと認識しております。

7 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】（健康福祉課）

埼玉県西部福祉事務所及びアスポート相談支援センターと連携して対応してまいります。

以上

